

年 度	令和5年度	文書番号	教高 第2324号
受 領 日		起 案 者	高等学校課
起 案 日	令和 5 年 7 月 1 3 日		高等学校／教務グループ
決 裁 日	令和 5 年 7 月 1 9 日		主 査 橋爪 剛
施 行 日	令和 5 年 7 月 1 9 日		(電話番号： 3431)
処理期限	令和 年 月 日	公 印	公印要
分類記号	B-04-01	校 合 者	松田 佳大
簿冊番号	2-1	保存期間	3 年
簿冊名	情報公開関係		
公 開 用 簿冊件名	情報公開関係		
保存満了日	令和 9 年 5 月 3 1 日		
文書題名	行政文書の公開請求について（伺い）		
公 開 用 文書題名	行政文書の公開請求について		
決裁関与者	林田 照男 [高等学校課] [課長] 決裁者		
	三宅 恭子 [高等学校課] [参事]		
	武下 一秀 [高等学校／学校経営支援グループ] [課長補佐]		
	松下 信之 [高等学校／教務グループ] [課長補佐]		
関係者	今井 尚人 [高等学校／教務グループ] [主査]		
	杉本 勇氣 [高等学校／教務グループ] [主査]		
	廣江 綾斗 [高等学校／教務グループ] [一般職員等]		
	松田 佳大 [高等学校／教務グループ] [主査]		

伺 い 文	標記について、令和5年7月5日付け第343号で行政文書の公開の請求がありました。 ついては、次案のとおり決定通知書を請求者あて通知してよろしいか。 お伺いします。												
添 付 文 書 情 報	<table> <tr> <th data-bbox="185 1108 1369 1160">添付文書名</th><th data-bbox="1369 1108 1490 1160">種別</th></tr> <tr> <td data-bbox="185 1160 1369 1205">01_公開決定通知書（第343号）.doc</td><td data-bbox="1369 1160 1490 1205">電子</td></tr> <tr> <td data-bbox="185 1205 1369 1249">02_部分公開決定通知書（第343号）.doc</td><td data-bbox="1369 1205 1490 1249">電子</td></tr> <tr> <td data-bbox="185 1249 1369 1294">03_非公開決定通知書（第343号）.doc</td><td data-bbox="1369 1249 1490 1294">電子</td></tr> <tr> <td data-bbox="185 1294 1369 1339">04_不存在による非公開決定通知書（第343号）.doc</td><td data-bbox="1369 1294 1490 1339">電子</td></tr> <tr> <td data-bbox="185 1339 1369 1664">情報公開第343号.pdf</td><td data-bbox="1369 1339 1490 1664">電子</td></tr> </table>	添付文書名	種別	01_公開決定通知書（第343号）.doc	電子	02_部分公開決定通知書（第343号）.doc	電子	03_非公開決定通知書（第343号）.doc	電子	04_不存在による非公開決定通知書（第343号）.doc	電子	情報公開第343号.pdf	電子
添付文書名	種別												
01_公開決定通知書（第343号）.doc	電子												
02_部分公開決定通知書（第343号）.doc	電子												
03_非公開決定通知書（第343号）.doc	電子												
04_不存在による非公開決定通知書（第343号）.doc	電子												
情報公開第343号.pdf	電子												
施 行 先	請求者												
施 行 方 法	郵送												
備 考													

公 開 決 定 通 知 書

教 高 第 2324号

令 和 5 年 7 月 19日

様

大阪府教育委員会 印

令和5年7月5日付けであった行政文書の公開請求（受付番号第343号）については、大阪府情報公開条例第13条第1項の規定により、次のとおり行政文書の全部を公開することと決定したので通知します。

行政文書公開請求書 に 記 載 さ れ た 行 政 文 書 の 名 称 等	1. 大阪府立東住吉総合高校の服部豪教諭が、令和3年度「公民総合」の授業において実施した裁判所見学における出張旅費を担当教員に支払ったことがわかる出張命令（SSCの画面のコピー可） 2. 令和3年度4月1日以降、大阪府立東住吉総合高校における上記授業において同校の実施した授業教材プリントで生徒に配付したもの（決定通知が届く日まで） 3. 上記の授業において見学における交通費を生徒が負担した事実がわかる資料の全て 4. 上記の授業において見学における交通費を生徒が負担していない事実がわかる資料の全て 5. 上記の授業において、見学を同校校長が指示したことがわかる資料（＝1. がある場合は不必要） 6. 上記の授業において見学における出張旅費を担当教員に支払っていない場合、職務専念義務違反にならない根拠（＝1. がある場合は不必要） 7. 上記の1. がある場合、同校校長がそれでも教材を掌握・管理していないとする根拠 8. 大阪府が管理するchromebook端末で、Googleアカウントを使用しなければならない根拠 9. 大阪府立東住吉総合高校のchromebook端末で使用するGoogleアカウントの管理者または責任者がわかる資料 10. 大阪府の管理するchromebook端末で使用するGoogleアカウントを教員の本名（＝漢字表記）で作成し、それを配信しなければならないといった内容の大阪府または府教委が通知した文書 11. 大阪府の管理するchromebook端末で作成した教材の著作権並びに公表権が誰に帰属しているかわかる文書 12. 上記10. がある場合、本人の許可もなく、労働契約書等の変更もない中、本人名でアカウントを作成したことがGoogle社の規約および本人名での創作の自由や公表権の侵害にあたらないとする根拠となる通知等の文書 13. 大阪府の管理するchromebook端末で、本人が作成していないアカウントで不適切な投稿や乗っ取り等の被害にあった場合の責任者が誰かわかる資料および今後の対応がわかる資料 14. アカウント名を本人が自由に設定できるならば10. 以下は不要
公開することと決定 した行政文書の名称	9. について 令和2年6月3日付け教高第1654号「G Suite for Education」の利活用に係る留意点等について

公開の実施方法	写しの交付
公開の実施場所	府政情報センター
公開を実施する日時	別途調整
費用見積額	写しの費用 片面1枚10円（単色刷り）×12枚＝120円
担当室・課（所）等	大阪府教育庁 教育振興室高等学校課 教務グループ 電話番号 06-6941-0351 （内線 3431）
備考	・本決定は、請求内容「9.」に係る文書

受付番号第343号

（教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、大阪府教育委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪府を被告として（訴訟において大阪府を代表する者は大阪府教育委員会となります。）、大阪地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

- 3 ただし、上記1の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

また、上記2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

注：1 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。

- 2 記載された公開を実施する日時に支障がある場合は、あらかじめ担当室・課（所）等に連絡してください。

部分公開決定通知書

教 高 第 2324 号

令 和 5 年 7 月 19 日

様

大阪府教育委員会 印

令和5年7月5日付けであった行政文書の公開請求（受付番号第343号）については、大阪府情報公開条例第13条第1項の規定により、次のとおりその一部を公開することと決定したので通知します。

行政文書公開請求書に記載された行政文書の名称等	1. 大阪府立東住吉総合高校の服部豪教諭が、令和3年度「公民総合」の授業において実施した裁判所見学における出張旅費を担当教員に支払ったことがわかる出張命令（SSCの画面のコピー可） 2. 令和3年度4月1日以降、大阪府立東住吉総合高校における上記授業において同校の実施した授業教材プリントで生徒に配布したもの（決定通知が届く日まで） 3. 上記の授業において見学における交通費を生徒が負担した事実がわかる資料の全て 4. 上記の授業において見学における交通費を生徒が負担していない事実がわかる資料の全て 5. 上記の授業において、見学を同校校長が指示したことがわかる資料（＝1. がある場合は不必要） 6. 上記の授業において見学における出張旅費を担当教員に支払っていない場合、職務専念義務違反にならない根拠（＝1. がある場合は不必要） 7. 上記の1. がある場合、同校校長がそれでも教材を掌握・管理していないとする根拠 8. 大阪府が管理するchromebook端末で、Googleアカウントを使用しなければならない根拠 9. 大阪府立東住吉総合高校のchromebook端末で使用するGoogleアカウントの管理者または責任者がわかる資料 10. 大阪府の管理するchromebook端末で使用するGoogleアカウントを教員の本名（＝漢字表記）で作成し、それを配信しなければならないといった内容の大阪府または府教委が通知した文書 11. 大阪府の管理するchromebook端末で作成した教材の著作権並びに公表権が誰に帰属しているかわかる文書 12. 上記10. がある場合、本人の許可もなく、労働契約書等の変更もない中、本人名でアカウントを作成したことがGoogle社の規約および本人名での創作の自由や公表権の侵害にあたらないとする根拠となる通知等の文書 13. 大阪府の管理するchromebook端末で、本人が作成していないアカウントで不適切な投稿や乗っ取り等の被害にあった場合の責任者が誰かわかる資料および今後の対応がわかる資料 14. アカウント名を本人が自由に設定できるならば10. 以下は不要
公開請求の対象となる行政文書の名称	1. について 「旅費明細内訳書」
公開しないことと決定した部分	文書に記載されている者の職員番号、自宅最寄り駅の名称、及びその経路

公開しない理由	大阪府個人情報保護条例第13条第1号に該当する。 本件非開示部分は、個人情報を特定する情報である。かかる 事実は■■■■■■の個人のプライバシーに関する情報であっ て、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると 認められる。
公開の実施方法	写しの交付
公開の実施場所	府政情報センター
公開を実施する日時	別途調整
費用見積額	写しの費用 片面1枚10円（単色刷り）×1枚＝10円
担当室・課(所)等	大阪府教育庁 教育振興室高等学校課 教務グループ 電話番号 06-6941-0351 （内線 3431）
備考	・本決定は、請求内容「1」に係る文書

受付番号第343号

（教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、大阪府教育委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪府を被告として（訴訟において大阪府を代表する者は大阪府教育委員会となります。）、大阪地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

- 3 ただし、上記1の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

また、上記2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

注：1 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。

- 2 「公開しないことと決定した部分」について、その理由がなくなる期日をあらかじめ明示できる場合は、公開予定期日を備考欄に記入しています。その日以降に改めて請求してください。

- 3 記載された公開を実施する日時に支障がある場合は、あらかじめ担当室・課(所)等に連絡してください。

非 公 開 決 定 通 知 書

教 高 第 2324号

令 和 5 年 7 月 19日

様

大阪府教育委員会 印

令和5年7月5日付けであった行政文書の公開請求（受付番号第343号）については、大阪府情報公開条例第13条第2項の規定により、次のとおり公開しないと決定したので通知します。

行政文書公開請求書に記載された行政文書の名等	1. 大阪府立東住吉総合高校の服部豪教諭が、令和3年度「公民総合」の授業において実施した裁判所見学における出張旅費を担当教員に支払ったことがわかる出張命令（SSCの画面のコピー可） 2. 令和3年度4月1日以降、大阪府立東住吉総合高校における上記授業において同校の実施した授業教材プリントで生徒に配布したもの（決定通知が届く日まで） 3. 上記の授業において見学における交通費を生徒が負担した事実がわかる資料の全て 4. 上記の授業において見学における交通費を生徒が負担していない事実がわかる資料の全て 5. 上記の授業において、見学を同校校長が指示したことがわかる資料（＝1. がある場合は不必要） 6. 上記の授業において見学における出張旅費を担当教員に支払っていない場合、職務専念義務違反にならない根拠（＝1. がある場合は不必要） 7. 上記の1. がある場合、同校校長がそれでも教材を掌握・管理していないとする根拠 8. 大阪府が管理するchromebook端末で、Googleアカウントを使用しなければならない根拠 9. 大阪府立東住吉総合高校のchromebook端末で使用するGoogleアカウントの管理者または責任者がわかる資料 10. 大阪府の管理するchromebook端末で使用するGoogleアカウントを教員の本名（＝漢字表記）で作成し、それを配信しなければならないといった内容の大阪府または府教委が通知した文書 11. 大阪府の管理するchromebook端末で作成した教材の著作権並びに公表権が誰に帰属しているかわかる文書 12. 上記10. がある場合、本人の許可もなく、労働契約書等の変更もない中、本人名でアカウントを作成したことがGoogle社の規約および本人名での創作の自由や公表権の侵害にあたらないとする根拠となる通知等の文書 13. 大阪府の管理するchromebook端末で、本人が作成していないアカウントで不適切な投稿や乗っ取り等の被害にあった場合の責任者が誰かわかる資料および今後の対応がわかる資料 14. アカウント名を本人が自由に設定できるならば10. 以下は不要
公開しないと決定した行政文書の名等	1. 大阪府立東住吉総合高校の服部豪教諭が、令和3年度「公民総合」の授業において実施した裁判所見学における出張旅費を担当教員に支払ったことがわかる出張命令（SSCの画面のコピー可） 2. 令和3年度4月1日以降、大阪府立東住吉総合高校における「公民総合」の授業において同校の実施した授業教材プリントで生徒に配布したもの（決定通知が届く日まで）

公開しない理由	本件情報公開請求は、 が作成した文書が対象となっていることから、大阪府情報公開条例（以下「条例」という。）前文に定められた「知る権利の保障」の趣旨を逸脱する請求であり、条例第4条に反する不適正請求と認められるものであるため、当該請求を却下とし、条例第13条第2項の規定に基づき非公開とする。
担当室・課（所）等	大阪府教育庁 教育振興室高等学校課 教務グループ 電話番号 06-6941-0351 （内線 3431）
備考	本決定は、請求内容「2.」に係る文書

受付番号第343号

（教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、大阪府教育委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪府を被告として（訴訟において大阪府を代表する者は大阪府教育委員会となります。）、大阪地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

- 3 ただし、上記1の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

また、上記2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

注： 「公開しないことと決定した行政文書」について、その理由がなくなる期日をあらかじめ明示できる場合は、公開予定期日を備考欄に記入しています。その日以降に改めて請求してください。

不存在による非公開決定通知書

教 高 第 2324 号

令 和 5 年 7 月 19 日

様

大阪府教育委員会 印

令和 5 年 7 月 5 日付けであった行政文書の公開請求（受付番号第 343 号）については、対象となる行政文書を管理していないため、大阪府情報公開条例第 13 条第 2 項の規定により次のとおり公開しないことと決定したので通知します。

行政文書公開請求書に 記 載 さ れ た 行政文書の名称等	1. 大阪府立東住吉総合高校の服部豪教諭が、令和 3 年度「公民総合」の授業において実施した裁判所見学における出張旅費を担当教員に支払ったことがわかる出張命令（SSC の画面のコピー可） 2. 令和 3 年度 4 月 1 日以降、大阪府立東住吉総合高校における上記授業において同校の実施した授業教材プリントで生徒に配付したもの（決定通知が届く日まで） 3. 上記の授業において見学における交通費を生徒が負担した事実がわかる資料の全て 4. 上記の授業において見学における交通費を生徒が負担していない事実がわかる資料の全て 5. 上記の授業において、見学を同校校長が指示したことがわかる資料（＝ 1. がある場合は不必要） 6. 上記の授業において見学における出張旅費を担当教員に支払っていない場合、職務専念義務違反にならない根拠（＝ 1. がある場合は不必要） 7. 上記の 1. がある場合、同校校長がそれでも教材を掌握・管理していないとする根拠 8. 大阪府が管理する chromebook 端末で、Google アカウントを使用しなければならない根拠 9. 大阪府立東住吉総合高校の chromebook 端末で使用する Google アカウントの管理者または責任者がわかる資料 10. 大阪府の管理する chromebook 端末で使用する Google アカウントを教員の本名（＝漢字表記）で作成し、それを配信しなければならないといった内容の大阪府または府教委が通知した文書 11. 大阪府の管理する chromebook 端末で作成した教材の著作権並びに公表権が誰に帰属しているかわかる文書 12. 上記 10. がある場合、本人の許可もなく、労働契約書等の変更もない中、本人名でアカウントを作成したことが Google 社の規約および本人名での創作の自由や公表権の侵害にあたらないとする根拠となる通知等の文書 13. 大阪府の管理する chromebook 端末で、本人が作成していないアカウントで不適切な投稿や乗っ取り等の被害にあった場合の責任者が誰かわかる資料および今後の対応がわかる資料 14. アカウント名を本人が自由に設定できるならば 10. 以下は不要
公開請求に係る行政文書を管理していない理由	本件請求文書については、作成していないため、管理していない。

担当室・課(所)等	大阪府教育庁教育振興室高等学校課教務グループ 電話番号 06-6941-0351 (内線3431)
備考	本決定は、請求内容「3.」～「4.」「7.」～「8.」「10.」～「13.」に係る文書

受付番号第343号

(教示)

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、大阪府教育委員会に対して審査請求をすることができます。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪府を被告として（訴訟において大阪府を代表する者は大阪府教育委員会となります。）、大阪地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

3 ただし、上記1の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

また、上記2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第1号(第2条関係)

行政文書公開請求書

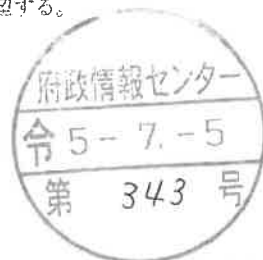
令和5年7月6日

大阪府教育委員会 様

氏 名 (法人その他の団体にあっては、 その名称及び代表者の氏名)	
住 所 又 は 居 所 (法人その他の団体にあって は、主たる事務所の所在地)	
連 絡 先 (法人その他の団体にあって は、担当者の氏名及び連絡先)	電話番号

大阪府情報公開条例第6条の規定により、次のとおり請求します。

行政文書の名称等 公開請求に係る行 政文書を特定する に 足 り る 事 項 〔できるだけ具体的に 記載してください。〕	別紙の通り
担当室・課(所)等	
希望する公開の 実 施 方 法	1 公開の実施方法 ☐ 閲覧(視聴及び聴取を含む。)のみを希望する。 ☒ 閲覧した後、必要な部分の写しの交付を希望する。 ☐ 全部の写しの交付を希望する。 2 閲覧(視聴及び聴取を含む。)の方法 ☒ 用紙による ☐ 専用機器による 3 写しの交付等の方法 ☐ 用紙 ☐ CD-R又はDVD-R ☐ インターネットの利用による提供 ※
希望する公開の 実 施 の 場 所 等	☒ 府政情報センターを希望する。 ☐ 担当室・課(所)を希望する。 ☐ 郵送を希望する。
希望する公開の 実 施 の 日 時	☐ 年 月 日 午前・午後 時 分から午前・午後 時 分までの間 ☒ 公開決定等の通知後、担当室・課(所)と調整する。
事案の移送の可否	☐ 可 ☒ 不可
備 考	



注:1 太字枠内は、必ず記載してください。

2 該当する□にレ印を記入してください。

3 公開の実施方法及び公開の実施の日時については、御希望に添えない場合がありますので御了承ください。

※インターネットの利用による提供を希望する場合は、請求手続を大阪府ホームページから行ってください。

7月19日までに処理して下さい

別紙

1. 大阪府立東住吉総合高校の服部豪教諭が、令和3年度「公民総合」の授業において実施した裁判所見学における出張旅費を担当教員に支払ったことがわかる出張命令（SSCの画面のコピー可）
2. 令和3年度4月1日以降、大阪府立東住吉総合高校における上記授業において同校の実施した授業教材プリントで生徒に配付したもの（決定通知が届く日まで）
3. 上記の授業において見学における交通費を生徒が負担した事実がわかる資料の全て
4. 上記の授業において見学における交通費を生徒が負担していない事実がわかる資料の全て
5. 上記の授業において、見学を同校校長が指示したことがわかる資料（＝1.がある場合は不必要）
6. 上記の授業において見学における出張旅費を担当教員に支払っていない場合、職務専念義務違反にならない根拠（＝1.がある場合は不必要）
7. 上記の1.がある場合、同校校長がそれでも教材を掌握・管理していないとする根拠
8. 大阪府が管理するchromebook端末で、Googleアカウントを使用しなければならない根拠
9. 大阪府立東住吉総合高校のchromebook端末で使用するGoogleアカウントの管理者または責任者がわかる資料
10. 大阪府の管理するchromebook端末で使用するGoogleアカウントを教員の本名（＝漢字表記）で作成し、それを配信しなければならないといった内容の大阪府または府教委が通知した文書
11. 大阪府の管理するchromebook端末で作成した教材の著作権並びに公表権が誰に帰属しているかわかる文書
12. 上記10.がある場合、本人の許可もなく、労働契約書等の変更もない中、本人名でアカウントを作成したことがGoogle社の規約および本人名での創作の自由や公表権の侵害にあたらないとする根拠となる通知等の文書
13. 大阪府の管理するchromebook端末で、本人が作成していないアカウントで不適切な投稿や乗っ取り等の被害にあった場合の責任者が誰かわかる資料および今後の対応がわかる資料
14. アカウント名を本人が自由に設定できるならば10. 以下は不

府政情報センター

令 5-7-5

第 343 号